



諸外国の電力取引における会計上の取り扱い

－ 同時市場の在り方等に関する検討会（第14回） －

有限責任監査法人トーマツ

2025年3月24日

目次

サマリー	3
1. これまでの検討会での議論	4
2. 日本会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外	6
3. 米国会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外	9
4. 国際会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外	18

免責事項

本調査は、資源エネルギー庁と当法人との間で締結された令和6年6月18日付け契約書に基づき、公開情報を基に実施したものであります。調査結果の妥当性について、当法人として、保証を与えるものでも、意見を述べるものでもありません。

また、外国語の情報等については、利用者の便宜の用に供するため当法人にて日本語に翻訳したものであり、常に原文が優先することにご留意下さい。なお、本報告書の発行後に、関連する制度やその前提となる条件について、変化が生じる可能性があります。

米国会計基準や国際会計基準では、相対取引の電力授受をプール市場経由で行う際の会計ルールの整理が進められている

サマリー

日本

現状認識

- 発電事業者等の電力供給者は、スポット市場で取引することは強制されておらず、供給者・受給者間の取引の多くは相対契約で行われている。
- 現在検討が進められている同時市場においても、相対取引や市場取引を通じて電力が供出され、その中で安価な電源から実際に使用されることが望ましいという構造自体は変わらないと整理されている。

課題

- 発電事業者と小売電気事業者間の相対取引が、形式上であっても同時市場を介し、市場価格と契約金額の差額を清算することとなった場合、従来はデリバティブ取引に該当しなかった相対取引が、デリバティブ取引として整理される可能性について、本検討会において懸念が示されている。
- 仮に、デリバティブとして整理されると、多くの事業者には会計事務処理の大きな負担が発生する。

調査結果

米国会計基準

- 米国会計基準や国際会計基準のデリバティブ適用要件や除外要件は、概ね日本会計基準と同様の内容になっている。
- 米国会計基準や国際会計基準には、電力相対取引の会計上の取り扱いに関して、下記の特徴がある。

国際会計基準

- 米国会計基準では、相対取引に係る電力の授受がISOを介して行われ、LMPと契約金額の差額を清算する場合、「通常の購入・販売」として扱われる（＝デリバティブの適用除外として認められる）可能性がある。
- 相対取引に係る電力の授受がグロスプール市場を介して行われる場合、「自己使用の例外」は適用されず、デリバティブの適用除外にはならないとしている。
- ただし、2024年12月に、自然依存電力（nature-dependent electricity）を参照した相対取引については、デリバティブの適用除外として認められる可能性が示された。

1. これまでの検討会での議論

本検討会において、発電・小売間の相対取引の精算が、市場を介して差金決済で行われた場合、会計上デリバティブ取引に該当する可能性がある」と指摘されている。

本検討会での議論*1

「同時市場の在り方等に関する検討会」

中間取りまとめ

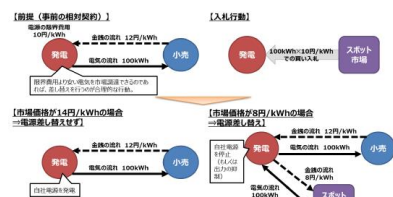


図 17 現行の仕組みにおける電源差替の例

電源差替が可能な電源は、同時市場においては、本来は市場計画電源としての入札も可能であるはずである。そうであるにもかかわらず、現行の運用と同様に、発電事業者が、差替可能な電源を売り入札せず、買い入札のみを行う場合、市場約定の対象となる電源が減少し、同時市場を導入した効果は薄れると考えられる。

そこで、相対契約と市場入札を両立させるため、相対契約における電気の受渡しを、市場を介して行うこと（市場渡し）とした上で、発電事業者は相対契約に紐づく電源を同時市場に売り入れ、小売電気事業者は買入れを行うこととする方法が考えられる。このようにすると、相対契約に紐づく電源が約定した場合には市場経由で電気の供給ができて、約定しない場合でも、小売電気事業者は市場から電気を調達することが可能となる。

しかし、このような相対契約を電源の場合、発電・小売間の精算が差金決済で行われるとすると、相対契約に紐づく電源が約定しない場合、発電・小売間では金銭的なやり取りが生じないことなどから、当該相対契約が会計上デリバティブ取引に該当する可能性がある」と指摘されている。

以上を考慮すると、同時市場を導入するに当たっては、現行と同様の買入札を行う電源差替だけでなく、同様の効果が得られるより柔軟な入札・約定の仕組みを追求することが重要である。具体的には、以下のような電源差替が可能となるような制度設計の在り方について、更に検討を深めることが考えられる。

そこで、相対契約と市場入札を両立させるため、相対契約における電気の受渡しを、市場を介して行うこと（市場渡し）とした上で、発電事業者は相対契約に紐付く電源を同時市場に売り入札し、小売電気事業者は買い入札を行うこととする方法が考えられる。このようにすると、相対契約に紐付く電源が約定した場合には市場経由で電気の供給ができ、約定しない場合でも、小売電気事業者は市場から電気を調達することが可能となる。

しかし、このような相対契約をする場合、発電・小売間の精算が差金決済で行われるとすると、相対契約に紐付く電源が約定しない場合、発電・小売間では金銭的なやり取りしか生じないことなどから、当該相対契約が会計上デリバティブ取引に該当する可能性があると指摘されている。

2024 年 11 月 8 日

同時市場の在り方等に関する

*1 出所：資源エネルギー庁、「同時市場の在り方等に関する検討会」中間取りまとめ、2024年11月8日、https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/doji_shijo_kento/pdf/20241108_1.pdf

2. 日本会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外

日本会計基準では、金融商品会計に関する実務指針に、下記のとおりデリバティブの要件が整理されている

デリバティブの適用要件（日本会計基準）^{*1}

項目番号/名称		内容
金融商品会計に関する実務指針	第6項 デリバティブ（1）	その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する ①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
	第6項 デリバティブ（2）	当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
	第6項 デリバティブ（3）	その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

^{*1} 出所：企業会計基準委員会、移管指針第9号 金融商品会計に関する実務指針、2024年7月1日、https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/ikan_20240701_19.pdf

日本会計基準では、「当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外」としている

デリバティブの適用除外要件（日本会計基準）*1

	項目番号/名称	内容
金融商品会計に関する実務指針	第20項 現物商品に係るデリバティブ取引 （コモディティ・デリバティブ取引）	現物商品に係るデリバティブ取引（排出クレジットを基礎数値とするものを含む。）のうち、通常差金決済により取引されるものとは、商品先物市場、ロンドン金属取引所（LME）における取引のほか、コモディティ・スワップ、原油取引におけるブック・アウト（BOOK-OUT）取引等、当事者間で通常、差金（差額）決済取引（活発な市場があるため現物商品の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置くものを含む。）が予定されているものをいい、金融商品会計基準のデリバティブ取引に該当するものとして取り扱う。 ただし、トレーディング目的（企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第60項）以外の将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引で、<u>当初から現物を受け渡すことが明らかなものは、金融商品会計基準の対象外</u>である。この場合、取引の当初から文書化を行い当該取引部門の責任者の承認を受けていることが必要である。

*1 出所：企業会計基準委員会、移管指針第9号 金融商品会計に関する実務指針、2024年7月1日、https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/ikan_20240701_19.pdf

3. 米国会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外

米国会計基準では、「a.基礎数値、想定元本、決済条項」、「b. 当初純投資」、「c. 純額（差金） 決済」に規定された要素をすべて満たす取引をデリバティブ取引と定義している

デリバティブの適用要件（米国会計基準）*1

	項目番号	内容
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-83	日本語訳 デリバティブ取引は、以下のすべての特徴を有する金融商品またはその他の契約である： a. 基礎数値、想定元本、決済条項 契約には以下の両方の要素が含まれており、決済額を決定し、場合によっては決済の要否を判断する： 1. 一つ以上の基礎数値（Underlying）を有すること。 2. 一つ以上の想定元本（Notional Amount）または決済条項（Payment Provision）、もしくはその両方を有すること。 b. 当初純投資 当初純投資（Initial Net Investment）を必要としない、または当初純投資が市場要因の変動に対して類似の反応を示すと予想される他の契約に比べて小さい。 c. 純額（差金） 決済 以下のいずれかの方法によって純額（差金） 決済が可能である： 1. 契約条件が明示的または暗示的に、純額（差金） 決済を要求または許容している。 2. 契約外の手段によって容易に純額（差金） 決済が可能である。 3. 資産の受け渡しが規定されており受領者が純額（差金） 決済と実質的に変わらない状態となる。
		原文 A derivative instrument is a financial instrument or other contract with all of the following characteristics: a. Underlying, notional amount, payment provision. The contract has both of the following terms, which determine the amount of the settlement or settlements, and, in some cases, whether or not a settlement is required: 1. One or more underlyings 2. One or more notional amounts or payment provisions or both. b. Initial net investment. The contract requires no initial net investment or an initial net investment that is smaller than would be required for other types of contracts that would be expected to have a similar response to changes in market factors. c. Net settlement. The contract can be settled net by any of the following means: 1. Its terms implicitly or explicitly require or permit net settlement. 2. It can readily be settled net by a means outside the contract. 3. It provides for delivery of an asset that puts the recipient in a position not substantially different from net settlement.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

米国会計基準では、「通常の購入および販売」に該当すれば、デリバティブの適用対象とはならない

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

項目番号		内容	
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-13	日本語訳	815-10-15-83 から 15-139 のパラグラフに記載された条件にもかかわらず、以下の契約は、特定の基準が満たされる場合、本サブトピックの<u>要件の適用対象とはならない</u>。 a. 通常決済の有価証券取引 b. <u>通常の購入および販売（Normal purchases and normal sales）</u> c. 特定の保険契約および市場リスクに基づく給付 d. 特定の金融保証契約 ～ o. 特定の固定オッズ賭博契約（Certain fixed-odds wagering contracts）
		原文	Notwithstanding the conditions in paragraphs 815-10-15-83 through 15-139, the following contracts are not subject to the requirements of this Subtopic if specified criteria are met: a. Regular-way security trades b. Normal purchases and normal sales c. Certain insurance contracts and market risk benefits d. Certain financial guarantee contracts ～ o. Certain fixed-odds wagering contracts.
	815-10-15-22	日本語訳	<u>通常の購入および販売</u>とは、金融商品またはデリバティブ商品以外のものの購入または販売を規定する契約であり、報告主体が<u>通常の業務の過程で、合理的な期間内に使用または販売すると予想される数量で受け渡しが行われるものである</u>。
		原文	Normal purchases and normal sales are contracts that provide for the purchase or sale of something other than a financial instrument or derivative instrument that will be delivered in quantities expected to be used or sold by the reporting entity over a reasonable period in the normal course of business.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

「a. 通常の取引条件である」、「b. 基礎数値との関連性が明らかである」、「c. 物理的決済の蓋然性がある」、「d. 文書化されている」が、「通常のパurchaseおよび販売」の要素となる

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

項目番号		内容	
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-25	日本語訳	以下に、「通常のパurchaseおよび販売」による適用除外と認められるために必要な4つの重要な要素を示す。 a. 通常のパurchase条件（通常の数値を含む）である b. 基礎数値との関連性が明らかである c. 物理的決済の蓋然性がある d. 文書化されている
		原文	Following are discussions of four important elements needed to qualify for the normal purchases and normal sales scope exception: a. Normal terms (including normal quantity) b. Clearly and closely related underlying c. Probable physical settlement d. Documentation.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

「通常の取引条件」とは、購入または販売される数量が、事業体の業務上の必要性に対して合理的な範囲内にあることである

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

「通常の購入および販売」による適用除外と認められるために必要な4つの重要な要素

- a. 通常の取引条件（通常の数量を含む）である
- b. 基礎数値との関連性が明らかである
- c. 物理的決済の蓋然性がある
- d. 文書化されている

項目番号		内容	
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-27	日本語訳	適用範囲の例外に該当するためには、契約の条件が事業体の通常の購入または通常の販売の条件と一致している必要がある。つまり、購入または販売される数量が、事業体の業務上の必要性に対して合理的でなければならない。契約条件がこれらと一致しているかどうかを判断するには、慎重な判断が求められる。
		原文	To qualify for the scope exception, a contract's terms must be consistent with the terms of an entity's normal purchases or normal sales, that is, the quantity purchased or sold must be reasonable in relation to the entity's business needs. Determining whether or not the terms are consistent requires judgment.
	815-10-15-28	日本語訳	これらの判断を行うにあたり、事業体は以下を含むすべての関連要因を考慮する必要がある。 a. 契約で規定された数量と、事業体が関連資産を必要とする量 b. 商品の配送先 c. 契約の締結から商品の受け渡しまでの期間 d. 当該契約に関する事業体の過去の取引慣行
		原文	In making those judgments, an entity should consider all relevant factors, including all of the following: a. The quantities provided under the contract and the entity's need for the related assets b. The locations to which delivery of the items will be made c. The period of time between entering into the contract and delivery d. The entity's prior practices with regard to such contracts.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

販売または購入される資産と明確かつ密接に関連していない基礎数値に基づく価格を持つ契約は、「通常の購入および販売」とは見なされない

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

「通常の購入および販売」による適用除外と認められるために必要な4つの重要な要素

- a. 通常の取引条件（通常の数量を含む）である
- b. 基礎数値との関連性が明らかである
- c. 物理的決済の蓋然性がある
- d. 文書化されている

項目番号		内容	
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-30	日本語訳	販売または購入される資産と明確かつ密接に関連していない基礎数値に基づく価格を持つ契約（例えば、穀物商品の販売契約において、価格が部分的にS&P指数の変動に基づいて決定される場合）や、パラグラフ 815-15-15-10(b) のいずれの基準も満たさない外貨建ての契約は、通常の購入および販売とは見なされない。
		原文	Contracts that have a price based on an underlying that is not clearly and closely related to the asset being sold or purchased (such as a price in a contract for the sale of a grain commodity based in part on changes in the Standard and Poor's index) or that are denominated in a foreign currency that meets none of the criteria in paragraph 815-15-15-10(b) shall not be considered normal purchases and normal sales.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

「物理的決済の蓋然性がある」とは、契約の開始時点および契約期間を通じて、その契約が純額（差金）決済されず、現物受渡しが行われる可能性が高いことである

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

「通常の購入および販売」による適用除外と認められるために必要な4つの重要な要素

- a. 通常の取引条件（通常の数量を含む）である
- b. 基礎数値との関連性が明らかである
- c. 物理的決済の蓋然性がある
- d. 文書化されている

項目番号		内容	
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-35	日本語訳	パラグラフ 815-10-15-100 から 15-109 に定める純額（差金）決済の条項および、パラグラフ 815-10-15-110 から 15-118 に定める市場メカニズムの条項を満たす契約が、「通常の購入および販売」による適用除外に該当すると判断されるためには、契約の開始時点および契約期間を通じて、その契約が純額（差金）決済されず、現物受渡しが行われる可能性が高いことが求められる。
		原文	For a contract that meets the net settlement provisions of paragraphs 815-10-15-100 through 15-109 and the market mechanism provisions of paragraphs 815-10-15-110 through 15-118 to qualify for the normal purchases and normal sales scope exception, it must be probable at inception and throughout the term of the individual contract that the contract will not settle net and will result in physical delivery.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

「通常の購入および販売」による適用除外が認められる契約については、事業体は当該契約を通常の購入または販売として指定することを、根拠と共に文書化しなければならない

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）*1

「通常の購入および販売」による適用除外と認められるために必要な4つの重要な要素

- a. 通常の取引条件（通常の数量を含む）である
- b. 基礎数値との関連性が明らかである
- c. 物理的決済の蓋然性がある
- d. 文書化されている

項目番号		内容
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-37	日本語訳 パラグラフ 815-10-15-22 から 15-51 のいずれかの条項に基づき、「通常の購入および販売」による適用除外が認められる契約については、事業体は当該契約を通常の購入または販売として指定することを文書化し、以下のいずれかを含めなければならない。 a. パラグラフ 815-10-15-41 または 815-10-15-42 から 15-44 に基づき「通常の購入および販売」による適用除外が認められる契約の場合、事業体は、その契約が純額（差金）決済されず、現物受渡しが行われる可能性が高いと結論付けた根拠を文書化しなければならない。 b. パラグラフ 815-10-15-45 から 15-51 に基づき「通常の購入および販売」による適用除外が認められる契約の場合、事業体は、当該契約がこれらのパラグラフの基準を満たしていることを示す根拠を文書化し、その契約が容量契約（capacity contract）であると結論付けた根拠も含めなければならない。
		原文 For contracts that qualify for the normal purchases and normal sales exception under any provision of paragraphs 815-10-15-22 through 15-51, the entity shall document the designation of the contract as a normal purchase or normal sale, including either of the following: a. For contracts that qualify for the normal purchases and normal sales exception under paragraph 815-10-15-41 or 815-10-15-42 through 15-44, the entity shall document the basis for concluding that it is probable that the contract will not settle net and will result in physical delivery. b. For contracts that qualify for the normal purchases and normal sales exception under paragraphs 815-10-15-45 through 15-51, the entity shall document the basis for concluding that the agreement meets the criteria in that paragraph, including the basis for concluding that the agreement is a capacity contract.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

従前の米国会計基準では、市場を介した電力取引が純額（差金）決済できる場合、通常の購入・販売の適用除外として認められるか不明確であったが、2015年に新たな条項を追加し、通常の購入・販売として認められる可能性があることを明確化した

デリバティブの適用除外要件（米国会計基準）^{*1,*2}

- 従前の会計基準や関連ガイドラインでは、ISOやRTOを通じた電力取引が純額（差金）決済できる場合、「通常の購入・販売」による適用除外として認められるか不明確だった。
- 上記の課題を背景に、ASC 815-10-15-36Aが2015/8/10付で新たに追加され、市場を介した取引が「通常の購入・販売」の適用除外として認められる可能性があることを明確化した。

項目番号		内容
Accounting Standards Codification (ASC)	815-10-15-36A	日本語訳 電力の先渡し取引に関する特定の契約では、独立系統運用者（ISO）が運営する電力グリッドを通じた送電、または電力の引渡しが必要となる場合がある。このような契約では、契約当事者の一方が、ISOに対して（またはISOから）送電に関する料金（またはクレジット）を支払う（または受け取る）ことがあり、この料金は部分的にLMPの差異に基づいて決定される。例えば、契約上の引渡し地点（ハブ地点など）が、電力の最終消費地点や、電力が電力グリッドを離れ顧客の負荷ゾーンへ送電される地点と一致しない場合、ISOがその地点への電力供給を調整する。この電力売買契約および送電サービスは、ASC 815-10-15-41 で言及されているような、最終的な商品取得や販売を達成するための一連の連続的な契約には該当しない。また、送電料金（またはクレジット）を決定するためにLMPが使用されることは、たとえ送電の過程でISOに法的な所有権が一時的に移転する場合であっても、純額（差金）決済には該当しない。
		原文 Certain contracts for the purchase or sale of electricity on a forward basis that necessitate transmission through, or delivery to a location within, an electricity grid operated by an independent system operator result in one of the contracting parties incurring charges (or credits) for the transmission of that electricity based in part on locational marginal pricing differences payable to (or receivable from) the independent system operator. For example, this is the case when the delivery location under the contract (for example, a hub location) is not the same location as the point of ultimate consumption of the electricity or the point from which the electricity exits the electricity grid for transmission to a customer load zone. Delivery to the point of ultimate consumption or the exit point is facilitated by the independent system operator of the grid. The purchase or sale contract and the transmission services do not constitute a series of sequential contracts intended to accomplish the ultimate acquisition or sale of a commodity as discussed in paragraph 815-10-15-41, and the use of locational marginal pricing to determine the transmission charge (or credit) does not constitute net settlement, even in situations in which legal title to the associated electricity is conveyed to the independent system operator during transmission.

*1 出所：FASB、Accounting Standards Codification、2025年2月27日閲覧、<https://asc.fasb.org/1943274/2147480647/815-10-15>

*2 出所：FASB、FASB Accounting Standards Update、2015年8月10日、[https://www.fasb.org/page/ShowPdf?path=ASU%202015-13.pdf&title=UPDATE%202015-13%E2%80%9413%20DERIVATIVES%20AND%20HEDGING%20\(TOPIC%20815\):%20APPLICATION%20OF%20THE%20NORMAL%20PURCHASES%20AND%20NORMAL%20](https://www.fasb.org/page/ShowPdf?path=ASU%202015-13.pdf&title=UPDATE%202015-13%E2%80%9413%20DERIVATIVES%20AND%20HEDGING%20(TOPIC%20815):%20APPLICATION%20OF%20THE%20NORMAL%20PURCHASES%20AND%20NORMAL%20)

4. 国際会計基準におけるデリバティブの適用/適用除外

国際会計基準では、「基礎数値に基づき価値が変動すること」、「当初の純投資が不要または小額であること」、「将来のある日に決済されること」をすべて満たす取引をデリバティブ取引と定義している

デリバティブの適用要件（国際会計基準）^{*1}

	項目番号	内容
IFRS 9 - Financial Instruments Appendix A - Defined terms	derivative	日本語訳 デリバティブ（Derivative）とは、本基準の適用範囲内にある金融商品またはその他の契約であり、以下の3つの特徴をすべて満たすものである。 a. その価値が、特定の金利、金融商品価格、商品価格、外国為替レート、価格またはレートの指数、信用格付けまたは信用指数、またはその他の変数の変動に応じて変動すること。ただし、非金融変数の場合、その変数が契約当事者に特有のものでないこと。（この変数は「基礎数値（underlying）」と呼ばれることがある） b. 当初の純投資を必要としない、または、市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約に必要とされる当初の純投資よりも小さい金額の投資のみを要すること。 c. 将来のある日に決済されること。
		原文 A financial instrument or other contract within the scope of this Standard with all three of the following characteristics. a. its value changes in response to the change in a specified interest rate, financial instrument price, commodity price, foreign exchange rate, index of prices or rates, credit rating or credit index, or other variable, provided in the case of a non-financial variable that the variable is not specific to a party to the contract (sometimes called the 'underlying'). b. it requires no initial net investment or an initial net investment that is smaller than would be required for other types of contracts that would be expected to have a similar response to changes in market factors. c. it is settled at a future date.

^{*1} 出所：IFRS、IFRS 9 - Financial Instruments、2025年2月27日閲覧、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2024/issued/part-a/ifrs-9-financial-instruments.pdf>

国際会計基準では、純額（差金）決済可能な電力取引を含む非金融商品の売買契約が金融商品の適用範囲に含まれるかを判断する基準を定めている

デリバティブの適用要件（国際会計基準）*1

項目番号		内容
IFRS 9 - Financial Instruments		
	2.6	日本語訳 非金融商品を売買する契約が、現金または他の金融商品で純額（差金）決済される、または金融商品の交換によって決済される方法には、さまざまな形態がある。これには以下が含まれる。 a. 契約条件により、いずれかの当事者が現金または他の金融商品で純額（差金）決済すること、または金融商品の交換による決済を認めている場合。 b. 契約条件に明示的な規定はないが、企業が類似の契約を純額（差金）決済（現金または他の金融商品で決済、または金融商品の交換による決済）する慣行を有している場合。この純額（差金）決済は、相手方との直接決済、相殺契約の締結、または契約を行使または失効する前に売却することにより行われる。 c. 類似の契約について、企業が基礎商品を引き渡し後、短期間で売却する慣行を有しており、その目的が短期的な価格変動による利益または販売業者のマージンの獲得である場合。 d. 契約の対象となる非金融商品が容易に換金可能である場合。 (b)または(c)に該当する契約は、企業の予想される購入、販売または使用の必要に従って、非金融商品を受け取るまたは引き渡す目的で締結されたものではない。したがって、これらの契約は本基準の適用範囲に含まれる。また、パラグラフ2.4に該当するその他の契約については、それらが企業の予想される購入、販売または使用の必要に従い、非金融商品を受け取るまたは引き渡す目的で締結され、引き続きその目的で保有されているかどうかを評価し、その結果に応じて本基準の適用範囲に含まれるかどうかを判断する。 原文 There are various ways in which a contract to buy or sell a non-financial item can be settled net in cash or another financial instrument or by exchanging financial instruments. These include: a. when the terms of the contract permit either party to settle it net in cash or another financial instrument or by exchanging financial instruments; b. when the ability to settle net in cash or another financial instrument, or by exchanging financial instruments, is not explicit in the terms of the contract, but the entity has a practice of settling similar contracts net in cash or another financial instrument or by exchanging financial instruments (whether with the counterparty, by entering into offsetting contracts or by selling the contract before its exercise or lapse); c. when, for similar contracts, the entity has a practice of taking delivery of the underlying and selling it within a short period after delivery for the purpose of generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin; and d. when the non-financial item that is the subject of the contract is readily convertible to cash. A contract to which (b) or (c) applies is not entered into for the purpose of the receipt or delivery of the non-financial item in accordance with the entity's expected purchase, sale or usage requirements and, accordingly, is within the scope of this Standard. Other contracts to which paragraph 2.4 applies are evaluated to determine whether they were entered into and continue to be held for the purpose of the receipt or delivery of the non-financial item in accordance with the entity's expected purchase, sale or usage requirements and, accordingly, whether they are within the scope of this Standard.

*1 出所：IFRS、IFRS 9 - Financial Instruments、2025年2月27日閲覧、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2024/issued/part-a/ifrs-9-financial-instruments.pdf>

国際会計基準では、企業の予想される購入、販売または使用の必要に従って、非金融商品を受け取るまたは引き渡す目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は、デリバティブの適用対象とはならない

デリバティブの適用除外要件（国際会計基準）*1

項目番号		内容	
IFRS 9 - Financial Instruments	2.4	日本語訳	本基準は、現金または他の金融商品で純額（差金）決済できる、または金融商品の交換により決済できる非金融商品の売買契約に適用される。これらの契約は、金融商品であるかのように取り扱われる。ただし、 <u>企業の予想される購入、販売または使用の必要に従って、非金融商品を受け取るまたは引き渡す目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約については、この基準の適用対象外とする。</u> ただし、企業がパラグラフ2.5に従い、当該契約を「公正価値を損益を通じて測定する」ものとして指定する場合には、本基準を適用しなければならない。
		原文	This Standard shall be applied to those contracts to buy or sell a non-financial item that can be settled net in cash or another financial instrument, or by exchanging financial instruments, as if the contracts were financial instruments, with the exception of contracts that were entered into and continue to be held for the purpose of the receipt or delivery of a non-financial item in accordance with the entity's expected purchase, sale or usage requirements. However, this Standard shall be applied to those contracts that an entity designates as measured at fair value through profit or loss in accordance with paragraph 2.5.

*1 出所：IFRS、IFRS 9 - Financial Instruments、2025年2月27日閲覧、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards/english/2024/issued/part-a/ifrs-9-financial-instruments.pdf>

国際会計基準では、商品の価格を固定するために顧客と締結された非引渡し契約と、仲介者を介した商品の売買取引を組み合わせた契約は、「自己購入、販売または使用要件」によるデリバティブの適用除外に該当しないこととしている

デリバティブの適用除外要件（国際会計基準）*1

名称	内容
IFRIC*2による解釈・見解 IAS 39における引渡し (delivery) の意味	日本語訳 原文 IFRICは、IAS第39号の第5項に規定されている「自己購入、販売または使用要件」による適用除外の適用について、以下の状況において検討を行った。 • 市場の設計やプロセスが、特定の構造や仲介者（例えば、金の精錬業者や電力市場の運営者）を介することを義務付けており、その結果、生産者がヘッジ価格設定契約の相手方に対して物理的に生産物を引渡すことができない場合 • 生産者が市場価格（スポット価格）で仲介者に対して物理的に引渡すことが求められることがあり、たとえ別の契約によって生産者の生産物の価格が固定され、スポット価格リスクから保護されていたとしても、この状況が発生する場合 IFRICは、第5項の適用除外の目的における「引渡し（delivery）」は、必ずしも特定の顧客への基礎商品の物理的な引渡しに限定されるものではなく、物理的な引渡し自体が適用除外の条件ではない、との見解を示した。また、金を精錬業者に引渡し、それと引き換えに同等の量の精製された金の割り当てを受けることは「引渡し」とはみなされないが、その精製された金が顧客の口座に割り当てられる場合は「引渡し」と見なされる可能性があるとの見解を示した。IFRICは、「引渡し」の意味に関する指針を策定しないことを決定した。その理由は、実務上、大きな多様性が認められる証拠がなかったためである。 IFRICは、商品の価格を固定するために顧客と締結された非引渡し契約と、仲介者を介した商品の売買取引を組み合わせた合成契約は、第5項の適用除外の要件を満たさないと見解を示した。 IAS第39号の規定はこれらの点について明確であるため、IFRICはこの問題を議題として追加しないことを決定した。 The IFRIC considered the application of the 'own purchase, sale or usage requirements' scope exemption in paragraph 5 of IAS 39 when: • the market design or process imposes a structure or intermediary (eg a gold refiner or an electricity market operator) that prevents the producer from physically delivering its production to the counterparty of the hedge pricing contract; and • in some cases, physical delivery is to the intermediary for the spot price, even if the producer is protected from spot price risk by a separate contract that effectively sets a fixed price for the producer's production. The IFRIC noted that 'delivery' for the purposes of the paragraph 5 exemption is not necessarily restricted to the physical delivery of the underlying to a specific customer, as physical delivery is not a condition of the exemption. The IFRIC was of the view that delivery of gold to a refiner in return for an allocation of an equivalent quantity of refined gold was not delivery, but that allocation of that refined gold to a customer's account could be regarded as delivery. The IFRIC decided not to develop guidance on the meaning of 'delivery' as it was not aware of evidence of significant diversity in practice. The IFRIC indicated that a synthetic arrangement that results from the linking of a non deliverable contract entered into with a customer to fix the price of a commodity with a transaction to buy or sell the commodity through an intermediary would not satisfy the paragraph 5 scope exemption. The IFRIC decided not to add this topic to its agenda, since IAS 39 was clear on both points.

*1 出所：IFRIC、Meaning of delivery (IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement)、2005年8月、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/agenda-decisions/2005/ias-39-august-2005.pdf>

*2 IFRIC：International Financial Reporting Interpretations Committee、国際財務報告解釈指針委員会

国際会計基準では、自然依存電力（nature-dependent electricity）を参照する契約において、電力の需給調整を市場を介して行う場合でも、一定の条件を満たせば自己使用によるデリバティブの適用除外が認められる可能性があることが示された

デリバティブの適用除外要件（国際会計基準）*1

- 自然依存電力を参照する契約をより忠実に表現する情報を、企業が財務諸表に含めることを可能にすることを目的に、IFRS 第9号「金融商品」の修正に関して議論が進められ、2024年12月18日に最終化した。

解説名	内容
デロイト解説 – iGAAP in Focus IASB は、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化	議論の背景 IFRS第9号の要求事項を再生可能エネルギーを購入する物理的引渡し契約に適用する場合に、企業が適用上の課題に直面することを指摘していた。これは以下の理由による。 - 再生可能電力の源泉の特徴と、電力が販売される市場の設計および運営 - 参照する生産施設から生産される電力を生産された時点で購入することを購入者に義務付ける（一般にフィジカル電力購入契約（PPAs）と呼ばれる）という生産量買取（pay-as-produced）の特徴、および購入者が生産された電力量が生産時における購入者の電力需要と一致しないリスクのほとんどすべてに晒される。 検討結果 「自己使用」の免除 自然依存電力を参照する一部の契約では、発電時に企業が電力を購入し、引渡しを受けることが要求される。当該契約上の特徴により、企業は、電力を使用できない引渡し間隔中に電力を購入することが要求されるリスクに晒される。また、契約に基づいて電力が取引される電力市場の設計および運用では、指定された時間内に未使用の電力量を売却することが要求されるため、企業は未使用の電力の売却を回避する実際上の能力を有していない可能性がある。新たな適用指針では、企業がIFRS第9号2.4項で自己使用の要求事項を適用する場合、当該売却は、企業の予想する使用の必要に従って保有している契約と必ずしも整合しないわけではないと規定している。企業は、契約期間中の電力の正味購入者であり、将来もそうであると予想する場合、予想する電力使用の必要に従ってそのような契約を締結し、引き続き保有する。企業は、電力を売却したのと同じ市場で未使用の電力の売却を相殺するのに十分な電力を購入する場合、電力の正味の購入者である。 企業が電力の正味の購入者であるかどうかを判断する際には、企業は、過去、現在、および予想される将来の合理的な期間にわたる電力取引について、合理的で裏付け可能な情報（過度のコストまたは労力なしで入手可能）を考慮することが要求される。企業は、自然条件の季節的サイクルによる生成が予想される電力量の変動性、および企業の事業サイクルによる電力需要の変動性を考慮して、「合理的な期間」を識別する。企業が正味の購入者であったかどうかを判断する際には、「合理的な期間」が12か月を超えることは認められない。

*1 出所：デロイト トーマツ、iGAAP in Focus 財務報告 - IASB は、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化 - 、2025年1月、<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jpigaapinfocus20250116.pdf>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

